

大分市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、がけ崩れ等の危険から市民の生命の安全を確保するため、危険住宅の移転を行う者に対し交付する大分市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、大分市補助金等交付規則（昭和49年大分市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 居住の用に供する建築物（居住の用に供する部分の床面積が建築物全体の床面積の2分の1以上のものに限る。）をいう。
- (2) 土砂災害警戒区域 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）第7条第1項の規定に基づき大分県知事が指定した同項の土砂災害警戒区域をいう。
- (3) 土砂災害特別警戒区域 土砂災害防止法第9条第1項の規定に基づき大分県知事が指定した同項の土砂災害特別警戒区域をいう。
- (4) 災害危険区域 建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項の規定に基づき大分県が指定した同項の災害危険区域をいう。
- (5) がけ条例適用区域 大分県建築基準法施行条例（昭和46年大分県条例第27号。以下「がけ条例」という。）第2条第1項及び第2項の規定により、

建築物をがけに近接して建築しようとする場合にかかる制限が及ぶ区域をいう。

(6) 危険住宅 次のアからエまでのいずれかに該当する住宅をいう。

ア 市内において土砂災害特別警戒区域又は災害危険区域の指定がされた際に当該指定に係る範囲に既に存在していた住宅

イ がけ条例が施行された際にがけ条例適用区域に既に存在していた住宅

ウ 土砂災害特別警戒区域、災害危険区域、がけ条例適用区域、土砂災害防止法第4条第1項に規定する基礎調査がなされ今後土砂災害特別警戒区域に指定される見込みのある区域又は次条第1項に規定する補助対象事業に着手した日前3年間において災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けたことのある区域に存在する住宅であって、その建築後の大規模な地震、台風等により安全上又は生活上の支障が生じ、市長が移転勧告、是正勧告又は避難指示を行ったもの（避難指示を行った住宅にあっては、当該避難指示がなされた日から6月を経過し、かつ、現に当該避難指示が継続している住宅に限る。）をいう。

エ アからウまでに掲げる住宅でない住宅であって、当該住宅の状況及び危険性を勘案して市長が特に除却等が必要と認める住宅

(7) 代替住宅 危険住宅に代わる移転先となる住宅であって次のア及びイに掲げる要件を満たすもの（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第88条第5項の規定による公表に係る住宅を除く。）をいう。

ア 市内における土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、災害危険区域及びがけ条例適用区域ではない区域に存すること。

イ 新築する場合にあっては、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合すること。

（補助対象事業等）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

2 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

(1) 補助対象事業を実施することで危険住宅から移転を行う者

(2) 現に危険住宅に居住している者（当該居住している者以外の者が当該危険住宅又は当該危険住宅の存する敷地の所有者である場合にあってはそれぞれの所有者の同意を、当該居住している者が他の共有者と当該危険住宅又は当該危険住宅の存する敷地を共有している場合にあってはそれぞれ共有者の全員の同意を得た者に限る。）

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象としない。

(1) 市税の滞納がある者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

- (3) 補助対象事業について、国、本市又は地方公共団体から補助金と同趣旨の補助等を受けたことがあり、又は受ける予定がある者
- (4) 都市再生特別措置法第88条第5項の規定による公表の措置を受けている者

4 補助金は、予算の範囲内で交付する。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、大分市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、補助対象事業のうち、危険住宅の除却等についての申請のみを行う場合は、第9号から第12号までに掲げる書類の添付を要しないものとする。

- (1) がけ地近接等危険住宅移転事業計画書（様式第2号）
- (2) がけ地近接等危険住宅移転事業費内訳書（様式第3号）
- (3) 危険住宅の位置図、配置図（がけ断面図を含む。）及び平面図
- (4) 危険住宅の写真2枚
- (5) 危険住宅の除却工事費の見積書の写し
- (6) 危険住宅及びその土地の所有者並びに危険住宅の建築年が記載された官公署の発行した書類又はその写し
- (7) 申請者の住民票の写しその他現に申請者が危険住宅に居住していることを確認できる書類
- (8) 誓約書
- (9) 代替住宅の位置図、配置図及び平面図（代替住宅の改修を行う場合は、改

修内容を示す平面図)

- (10) 代替住宅の写真2枚(代替住宅を建設する場合は、建設予定地の写真2枚)
- (11) 代替住宅に係る土地の登記簿謄本
- (12) 借入予定の金融機関等により作成された利子計算書等(借入額、返済年数、年利率、支払総額、利子額等が建物及び土地の項目ごとに確認できるものに限る。)
- (13) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、大分市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

(変更の申請等)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該交付の決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)の内容又は補助事業に要する予算を変更しようとするときは、あらかじめ当該変更の内容等を記載した書面に第4条各号に掲げる書類(変更に係る書類に限る。)を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の変更が補助対象経費の20パーセントを超える増減又は補助金の額に変更が生じるものであるときは、大分市がけ地近接等危険住宅移転事業変更承認申請書(様式第5号)に第4条各号に掲げる書類(変更に係る書類に限る。)を添えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、その変更を承認し、大分市がけ地近接等危険住宅移転事業変更承認通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。
この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

（補助事業の中止等の届出）

第7条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに大分市がけ地近接等危険住宅移転事業取りやめ届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに大分市がけ地近接等危険住宅移転事業実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の1月31日（やむを得ない事情があると市長が認める場合は、補助金の交付決定のあった日の属する年度の2月末日）のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。ただし、補助対象事業のうち、危険住宅の除却等についてのみ交付の決定を受けた場合は、第5号から第9号までに掲げる書類の添付を要しないものとする。

- (1) 収支決算書（様式第9号）
- (2) 除却前及び除却中の危険住宅並びに除却後の跡地の写真各2枚以上
- (3) 危険住宅の除却工事に係る契約書又は注文書等の写し
- (4) 危険住宅の除却工事に係る費用の領収書の写し
- (5) 代替住宅の建設、購入又は改修に係る契約書又は注文書等の写し

- (6) 代替住宅の建設、購入又は改修に係る費用の領収書の写し
- (7) 金融機関等との融資に係る契約書等の写し（借入額、返済年数、年利率、支払総額、利子額等が建物及び土地の項目ごとに確認できるものに限る。）
- (8) 建築基準法第7条第5項の規定により交付を受けた検査済証の写し
- (9) 代替住宅の写真2枚
- (10) その他市長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、大分市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金額確定通知書（様式第10号）により、補助事業者に通知するものとする。

(請求)

第10条 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、大分市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 法令、規則又はこの要綱及び市長の指示に違反したとき。

(4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(5) 第7条の規定による届出があったとき。

(除却後の管理)

第12条 補助事業者は、危険住宅の除却後の跡地について、様式第12号に規定する標識を設置し、適正な管理を行わなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大分市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際改正前の大分市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱に規定する様式の様式用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額	備考
危険住宅の除却等	危険住宅の除却工事費並びに除却に伴う動産移転費、仮住居費及び跡地整備費（以下「動産移転費等」という。）	補助対象経費の額とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。 (1) 危険住宅の除却工事費（国土交通大臣が定める1㎡当たりの除却工事費用基準額に除却する住宅の延べ面積を乗じて得た額 (2) 動産移転費等 1戸当たり975千円	
代替住宅の建設等	代替住宅の建設若しくは購入又は代替住宅を取得した後の当該代替住宅の改修（これらに必要な土地の取得を含む。）をするために要する資金を金融機関等から金銭消費貸借契約の締結により、借り入れた場合における当該借入金の利子（年利率8.5%を超えるものにあつては、年利率8.5%までの部分の利子）の支払いに要する費用	補助対象経費の額とし、1戸当たり4,210千円（代替住宅の建設若しくは購入又は代替住宅を取得した後の当該代替住宅の改修にあつては、3,250千円、これらの必要な土地の取得にあつては960千円）を限度とする。	変動金利型での算定も可能とする。ただし、当該金銭消費貸借契約の締結時の利子相当額で算定し、その後の金利の上昇、下降による変更は認めないものとする。

備考

- 「国土交通大臣が定める1㎡当たりの除却工事費用基準額」とは、住宅地区改良事業等補助金交付要領（昭和53年4月4日付け建設省住整発第14号）に基づき国土交通大臣が定める基準額をいう。
- 除却工事費用基準額は、この補助金の交付決定をした時点における国土交通大臣が定める基準額を使用する。